## 鹿児島県

## 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		1.3E-2	3.9E-1	1.5E+2	152.4
64	エトフェンプロックス	2.7E+1	2.1E+1	2.3E+1	3.4E+1	105.7
117	テブコナゾール				1.3E+1	12.7
139	トラロメトリン			2.3E+0	4.2E+0	6.5
140	フェンプロパトリン			3.2E+0		3.2
153	テトラメトリン	2.4E+2	1.5E+1	2.9E+2		544.7
181	ジクロロベンゼン	4.7E+2	3.3E+2			796.5
225	トリクロルホン		1.1E+1			11.1
248	ダイアジノン		1.0E+0			1.0
251	フェニトロチオン		2.6E+2	4.0E+0		263.3
252	フェンチオン	5.3E+0	9.9E+1	5.3E+0		109.6
256	デカン酸				2.1E-1	0.2
350	ペルメトリン	4.4E+1	6.7E+1	4.6E+1	1.2E+2	276.3
405	ほう素化合物		1.2E+0	4.0E+1	6.0E+0	46.8
427	カルバリル			2.1E+2		210.7
428	フェノブカルブ			1.3E+2	3.7E+2	498.5
457	ジクロルボス	9.3E+1	1.1E+3			1,213.1
숌 計		8.8E+2	1.9E+3	7.6E+2	7.0E+2	4252.2

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等